

未熟児養育医療給付制度のご案内

未熟児が指定養育医療機関に入院して養育を受ける場合の医療費の一部を公費負担する制度です

対象者

次のすべてに当てはまる方です。

- ・金山町に住所があり(居住しており)
 - ・各都道府県・政令市・中核市等が指定する「指定養育医療機関」において入院養育を受ける必要があると医師が認めた
 - ・下記のケース①または②に該当する未熟児(0歳児)
 - ① 出生時体重が2000グラム以下
 - ② 身体発育の未熟性に起因する次のいずれかの症状がある
- ※次の症状があっても、未熟児と診断されていない場合は対象外となる場合があります。

一般状態	・運動不安、痙攣 ・運動が異常に少ない
体温	・摂氏 34 度以下
呼吸器 循環器系	・強度のチアノーゼが持続 ・チアノーゼ発作を繰り返す ・呼吸数が毎分 50 以上で増加傾向 ・呼吸数が毎分 30 以下 ・出血傾向が強い
消化器	・生後 24 時間以上排便がない ・生後 48 時間以上嘔吐が持続 ・血性吐物、血性便がある
黄疸	・生後数時間以内に出現 ・異常に強い黄疸がある

★注意事項★

- 一度も退院していない場合に限りです。疾患等により新生児集中治療室(NICU)で入院治療を受けていても、未熟児でないお子さんは対象となりません。
- お子さんが入院した医療機関が「指定養育医療機関」であるか不明な場合は、都道府県等のホームページでご確認ください。

給付対象期間等

養育医療の期間は、医師が意見書に記入した診療予定期間の範囲内(最長で1歳の誕生日の前々日まで)で決定します。ただし、期間満了前に退院または町外へ転出された場合は、その時点で終了となります。また、一度退院して再入院した場合も対象となりません。他の指定養育医療機関に転院する時は、新たに転院先医療機関の医師による養育医療意見書を添えて継続申請の手続きが必要です。

対象となる医療の範囲、保護者負担

指定養育医療機関における入院治療費(診察・薬剤又は治療材料・医学的処置・手術およびその他の治療・病院又は診療所への収容・移送)の健康保険適用後の自己負担分及び、入院時食事療養費標準負担額(入院中のミルク代の自己負担分)が対象となります。

養育医療給付には保護者負担があり、負担額は世帯の所得(扶養義務者全員の市町村民税所得割額を合算した額)によって決定しますが、養育医療券を医療機関に提示すると、この保護者負担分は「乳幼児及び子ども医療費助成」として保護者に代わり金山町が負担しますので、最終的に保護者の負担はありません。

次のページ(裏)に続きます ➡

★注意事項★

- 医療機関で精算済みの医療費は、養育医療で払い戻しを受けることはできません。申請中に退院が見込まれる場合は、入院費精算の時期や方法について、退院前に医療機関にご確認ください。
- 移送費は、別途申請が必要になります。先に健康保険への請求手続きをしてください。おむつ代や差額ベッド代などの、保険適用外の費用は給付の対象になりません。

申請及び決定、決定後の手続き

未熟児養育医療給付を受けるためには申請が必要です。役場 保健福祉課保健係へ書類を提出してください。

申請が受理され、審査の結果、給付が決定した方には、申請から数週間で養育医療券を、給付が却下となった方には給付却下決定通知書を、それぞれ普通郵便で郵送します。養育医療券は、医療機関窓口に表示することで制度が適用されます。提示しないと通常の保険診療扱いとなりますので、必ず提示してください。給付却下決定通知書が届いた方は、医療機関に伝えて入院費を精算してください。

養育医療券または給付却下決定通知書が届いた時点で、すでに退院している場合も、すみやかに医療機関に結果を伝え、医療機関の指示に従って手続きをしてください。

申請に必要な書類

★①②③は金山町公式ホームページから用紙をダウンロードしてください。

★二人以上の申請をする場合、お子さん一人ごとに申請書と添付書類をご用意ください。

書類名称		説明
①	養育医療給付申請書	◆保険証の番号等は正確にご記入ください。
②	養育医療意見書	◆入院した指定養育医療機関の医師が記入します。
③	同意書兼世帯調書	◆別居(単身赴任等)の保護者も含め、同一生計の全員を記入してください。
④	市町村民税課税証明書 ◆③で同意がある方は不要です。同意がない方はご提出ください。ただし、マイナンバーによる情報照会でも所得が不明であるときは、証明書類の提出をお願いすることがあります。 ◆お子さんと同一生計の扶養義務者全員分(別居の保護者を含む。)扶養人数や控除内訳が省略されていないもの。 ◆【！注意！】源泉徴収票・確定申告書控・税額通知書は、養育医療の申請では使えません。 ◆生活保護世帯の方は保護証明書	◆課税証明書は、新規の場合も転院の場合も、判定に必要な課税年度のものが必要です。1月1日に住所のあった市町村で交付を受けてください。 【判定に必要な課税年度】 申請月が 4～6月・・・前年度の課税証明書 7～3月・・・当年度の課税証明書
⑤	お子さん本人の健康保険の内容が確認できるもの(従来の健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの保険証情報画面を印刷したもの等)と、保護者のマイナンバー確認書類 ※確認書類がマイナンバーカード以外(マイナンバー通知書や住民票)の場合は、ご本人確認のため顔写真付きの公的身分証明書(運転免許証やパスポート等)も必要です。	◆お子さんが生まれてから養育医療を申請するまでの間に健康保険が変わった方は、変更前の保険証の番号等を控えたものも必要になります。 ◆申請者(保護者)のご本人確認と申請書記載事項確認のため、窓口にマイナンバーカードや身分証明書をご提示ください。

申請窓口・お問い合わせ先

金山町役場1階 保健福祉課 保健係 電話0241-54-5135